資料1-1

審議会 ： 令和元（2019）年８月１日、令和２（2020）年１月28日

部会 ： 令和元（2019）年６月６日、11月14日

**○ホテル又は旅館のバリアフリー化**

・大阪府福祉のまちづくり条例の改正（令和2（2020）年3月改正・9月施行）

１．一般客室におけるバリアフリー化の促進

２．車椅子使用者用客室の更なるバリアフリー化

３．バリアフリー情報の公表

**○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂**（令和2（2020）年3月）

・条例改正の内容を追記

・国の「建築設計標準（ホテル又は旅館関係追補版）」を踏まえ、望ましい整備として記載

内容を充実

**○鉄道駅等のバリアフリー化の推進**

・大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針の策定（令和2（2020）年3月）

１．３千人／日以上の鉄道駅等の１ルート以上のバリアフリー化

２．ＵＤの視点に立った鉄道駅等の更なるバリアフリー化

（BFルートの複数化、乗換えルートのBF化、３千人未満/日駅のBF化　等）

３．万博に向けた鉄道駅等のバリアフリー化

※ 国がBF法の基本方針の次期目標（基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以

上3,000人未満/日の鉄道駅のBF化）の中間とりまとめを行ったが、府は上記方針にて対応済

**○市町村バリアフリー基本構想等の作成・見直しの促進**

・平成31（2019）年３月作成の「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」を

踏まえ、マスタープランや基本構想の作成、見直しに向けて、府職員が協議会に参画し

技術的な助言を行うなど、市町村に働きかける。

**令和元年度審議会・部会等での審議を踏まえた対応（報告事項）**

**○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂の検討**

・国の建築標準の改正内容（「重度の障害、介助者等への対応」、「小規模店舗のバリア

フリー化」）を踏まえ、府ガイドラインの改訂内容を検討する。

（府条例で床面積200㎡以上の店舗のバリアフリー化を義務化）

**審議いただきたい事項**

**○「重度の障害、介助者等への対応」、「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る建築設計**

**標準の改正に関する検討会及び小規模店舗ＷＧの開催**

・建築設計標準の改正内容について検討会等で議論し、令和２（2020）年度内を目処

に改正。　　　　　　　　　　　　　　（BF法で床面積2,000㎡以上の店舗のバリアフリー化を義務化）

**令和２（2020）年度の国の動き**

**福祉のまちづくりの推進**

**【福祉のまちづくり条例　第12条別表：基準適合義務対象建築物の用途・規模　一覧】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項** | **用途区分** | **対象規模** |
| 一 | 学校 | すべて |
| 病院又は診療所 |
| 集会場(一の集会室の床面積が200㎡以上のものに限る。)又は公会堂 |
| 博物館、美術館又は図書館 |
| 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 |
| 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの |
| 公衆便所 |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの |
| 二 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 床面積の合計200㎡以上 |
| 飲食店 |
| 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 |
| 自動車修理工場（不特定かつ多数のものが利用するものに限る。） |
| 三 | 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | 床面積の合計500㎡以上 |
| 展示場 |
| 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。) |
| 四 | ホテル又は旅館 | 床面積の合計1,000㎡以上 |
| 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 |
| 公衆浴場 |
| 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの |
| 五 | 共同住宅 | 床面積の合計2,000㎡以上又は住戸の数20以上 |
| 六 | 寄宿舎 | 床面積の合計2,000㎡以上又は住戸の数50以上 |